

水質保全みえ

No.60 平成 21 年 1 月

発行/(社)三重県水質保全協会 〒514-0004 津市栄町三丁目119
 総 務 部 TEL 059-226-2058 FAX 059-227-8402
 検 査 部 TEL 059-226-0010 FAX 059-226-8026
<http://www.mieken-suisituhozenkyokai.or.jp/>

目 次

- ・新年の挨拶 会長……………2
- ・知事年頭の挨拶……………3
- ・表彰の誉れ……………4
- ・平成20年度第1回臨時総会を開催……………5
- ・新しく役員に就任された方々、新役員名簿……………6
- ・啓発活動……………7
- ・平成20年度上半期浄化槽法定検査実施状況……………8
- ・第22回全国浄化槽技術研究集會に参加して……………10
- ・東海北陸ブロック協議会研修會に参加して……………11
- ・浄化槽業務関連行政機関一覧の修正とお詫び……………12
- ・会員ニュース・新組織体制について……………14
- ・新検査員紹介・お知らせ・謹賀新年……………16





新年の挨拶

社団法人 三重県水質保全協会

会 長 宝 門 孝 雄

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素より当協会事業につきまして、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

平成20年6月、会長に就任し、県下29市・町長へ新任のご挨拶廻りをさせていただき、水環境問題についての意見交換をさせていただきました。市・町長の皆様から貴重なご意見を賜り、私自身も皆様のご期待にそえることができるよう、より一層の精進を致す所存でございます。今年度から新しい役員も選任され、新体制でスタートいたしました。会員同志の情報交換、意見交換を緊密に行い、会員間の連携を強化していきたいと思っております。

協会の主幹事業であります法定検査事業につきましては、かねてからの懸案事項である浄化槽台帳の整備について、少子高齢化、核家族化等社会情勢の大きな変化に伴い、より実状にあった設置・利用状況の把握に努め、ITを活用するなどして精度の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。また、来年に控えた指定検査機関の更新にそなえ、事務局体制を整備し万全の準備をはかるとともに、公益法人改革が昨年12月からいよいよスタートしましたことから、当協会も公益認定を受けるべくその準備を進めて参りたいと考えております。

今後とも美しい水環境を取り戻すために、関係各位のご協力をいただきながら積極的に法定検査受検率向上に向けて改善、改革を進めてまいりますので、より一層のご協力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

三重県知事

野 呂 昭 彦

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は県行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。とりわけ、私たちにとって身近な問題である水環境の保全を図るうえで、生活排水対策の推進は重要な課題の一つとなっており、貴協会が果たす役割は大きく、日頃の取組に感謝申し上げます。

さて、本県では、平成16年度に「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」を基本理念に掲げた総合計画「県民しあわせプラン」を策定し、平成19年度からはその実施計画である第2次戦略計画に基づき県政を展開しています。この計画においては、水環境の保全を施策の一つに位置付けるとともに、「閉鎖性海域の再生プログラム」を重点的な取組に位置付け、生活排水など陸域からの汚濁負荷の削減に向けた取組を行っているところです。

生活排水対策につきましては、「三重県生活排水処理施設整備計画」に沿って、下水道、集落排水施設、浄化槽等、地域の実状にあった生活排水処理施設により整備を進めているところですが、まだその整備率は全国の平均には至らない状況にあります。

こうした中、本県は山間地域や家屋の散在する地域が広く分布していることから、効率的な整備を図るうえで、比較的短期間で整備が可能であり、かつ、早期に効果が発現する浄化槽の整備に期待しているところです。

一方、水環境の保全を図るにあたり、浄化槽は、個人が設置・管理する施設であるため、その機能を十分に発現させるためには適正な施工と維持管理が重要となってまいります。

こうした状況の中、貴協会及び会員の皆様の専門的な技術、知識によって、適切な施工及び維持管理が確保されるとともに、浄化槽法に係る指定検査機関として適正かつ確実な法定検査が実施されることが必要と考えています。

また、昨年12月から新しい公益法人制度が施行される等、貴協会をとりまく環境は大きく変化しています。貴協会におかれましても、健全な発展を目指し、公益法人の範となるよう取り組まれることを期待いたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝と益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

表彰の誉れ

◎国土交通省住宅局長表彰受賞（第22回全国浄化槽大会）

国土交通省住宅局長表彰 藤吉工業㈱ 西田 太洋 氏

日 時：平成20年10月1日

場 所：東京會館 9F ローズルーム

「第22回全国浄化槽大会」の記念式典におきまして、当協会の西田理事が(社)浄化槽システム協会からの推薦により国土交通省住宅局長表彰を授与されました。誠におめでとうございます。



西田 太洋 氏

◎国土交通大臣表彰及び住宅局長表彰受賞（第20回住生活月間功労者表彰）

国土交通大臣表彰 志摩環境事業協業組合 宝門 孝雄 氏

国土交通省住宅局長表彰 マル井興業㈱ 井面 敏明 氏

日 時：平成20年10月8日

場 所：東京 すまい・るホール

「第20回住生活月間」の記念式典におきまして、当協会の宝門会長が国土交通大臣表彰、井面元理事が国土交通省住宅局長表彰を授与されました。誠におめでとうございます。



宝門 孝雄 氏



井面 敏明 氏

平成20年度第1回臨時総会を開催

平成20年5月27日に開催されました平成20年度第24回通常総会におきまして会員の皆様から任期満了に伴う新役員のご承認をいただきましたが、平成20年6月末に施工部会の理事5名、監事1名の計6名の役員から辞任届が提出されました。

協会運営の安定化を図ること、また、施工部会役員不在では施工部会の声も届き難いことから、平成20年8月6日開催の平成20年度第4回理事会にて施工部会の役員選出の方針を決定しました。その後、平成20年8月29日開催されました施工部会にて役員候補者が選定され、平成20年度第1回臨時総会を開催するに至りました。

臨時総会は松平副会長の開会宣言で始まり、宝門会長の挨拶のあと、事務局より臨時総会開催に至った経過説明を行いました。

議事に入り、(有)熊野浄化槽保守管理 山本良正氏が議長に選出され、議題「後任役員の承認について」の審議に入りましたが、会員からの質問意見等無く、可決承認されました。

最後に東山副会長の閉会宣言をもって終了しました。

日 時	平成20年9月24日 (水) 13時30分
開 催 場 所	(財) 三重県教育文化会館 5F 大会議室
会 員 数	307名 (正会員 306名・特別会員 1名)
出席会員数	190名 (組織を代表する者 26名、社内への委任による出席 8名、構成員等への委任状提出 156名)
議 事	後任役員の承認について



新しく役員に就任された方々

◎ 施工部会

副会長(部会長)



田辺設備(株)
田邊 三郎

理 事



(有)出馬重機
出馬 泰道

理 事



(株)菊屋
北田 富三

理 事



(有)大王工業
柳田 暁彦

理 事



(有)宮柴水工
柴原 行正

監 事



向原水道(株)
向原 孝浩

(社)三重県水質保全協会 新役員名簿

平成20年10月9日現在

役 職	部 会 名	氏 名	事業所名	
会 長	清 掃 部 会	宝 門 孝 雄	志摩環境事業協業組合	
副 会 長	施 工 部 会	田 邊 三 郎	田辺設備(株)	
	保 守 点 検 部 会	山 本 良 正	(有)熊野浄化槽保守管理	
	清 掃 部 会	東 山 謙	(株)明和クリーン	
	メ ー カ ー 部 会	松 平 仁	東洋プラント(株)	
理 事	施 工 部 会	出 馬 泰 道	(有)出馬重機	
		北 田 富 三	(株)菊屋	
		柳 田 暁 彦	(有)大王工業	
		柴 原 行 正	(有)宮柴水工	
	保 守 点 検 部 会	小 野 充	(有)大紀環境クリーンサービス	
		中 村 英 司	中村環境設備	
		福 井 清	日研プラント管理	
		山 口 行 治	(有)山口産業	
	清 掃 部 会	砂 田 浩	(有)大光クリーン	
		新 垣 光 廣	名張環境事業協業組合	
		平 川 弘 志	山田清掃(有)	
		メ ー カ ー 部 会	山 口 敬 三	(株)クボタ 中部支社
			川 上 国 英	(株)西原ネオ 三重営業所
安 江 弘 之	フジクリーン工業(株)			
監 事	メ ー カ ー 部 会	西 田 太 洋	三重藤吉工業(株)	
		向 原 孝 浩	向原水道(株)	
		強 力 信 宏	強力メンテナンス	
		枡 田 勇	昭和住設(株)	
		藤 田 義 政	大栄産業(株)	

環境イベント等への参加や自発的な出展を通じて啓発活動を行っています

- ☆ 浄化槽の啓発・相談コーナーの開設
(7月13日：於津総合ハウジングセンター)



- ☆ Mie子どもエコフェア
(7月21日：於鈴鹿山麓リサーチパーク)



- ☆ 浄化槽の啓発・相談コーナーの開設
(9月13日：於すまいるプラザ松阪住宅展示場)



- ☆ 菰野町産業文化祭
(11月3日：於菰野中学校)



平成20年度 上半期浄化槽

(H20. 4. 1～

県環境事務所別実施状況

検査区分	処理方式	人槽区分	桑 名	四日市	鈴 鹿	津
7 条	単 独	20人槽以下	0	0	0	0
		21人槽以上	0	0	0	0
	合 併	20人槽以下	125	374	477	338
		21人槽以上	15	52	63	40
	小 計			140	426	540
11 条	単 独	20人槽以下	183	346	568	1,721
		21人槽以上	83	195	139	204
	合 併	20人槽以下	355	1,141	1,437	3,099
		21人槽以上	83	180	240	237
	小 計			704	1,862	2,384

7 条検査の総合判定結果

検査基数：3,142基

処理方式	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	基 数	割 合	基 数	割 合	基 数	割 合
単 独	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 併	2,031	64.6%	1,106	35.2%	5	0.2%
合 計	2,031	64.6%	1,106	35.2%	5	0.2%

11 条検査の総合判定結果

検査基数：32,743基

処理方式	適 正		おおむね適正		不 適 正	
	基 数	割 合	基 数	割 合	基 数	割 合
単 独	7,305	22.3%	3,176	9.7%	2,697	8.2%
合 併	12,498	38.2%	3,543	10.8%	3,524	10.8%
合 計	19,803	60.5%	6,719	20.5%	6,221	19.0%

総合判定について

環境省のガイドラインに準拠して外観検査、水質検査及び書類検査の結果から総合判定しています。

適 正……浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に問題が認められないとき。

不 適 正……浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に関して諸基準に適合していない部分があり、機能障害が認められる項目及び諸基準に適合していない項目について改善を必要とし、放置すれば放流水質の悪化、公衆衛生上著しい問題等が生じる事が明らかである場合。

おおむね適正……「適正」、「不適正」以外の場合で、浄化槽の設置、維持管理及び使用状況等に関して、機能障害が認められる項目及び諸基準に適合していない項目について、一部改善をすることが望ましいと認められる場合、または今後の経過を注意して観察する必要がある場合。

法定検査実施状況

H20. 9. 30～)

松 阪	伊 勢	伊 賀	尾 鷲	熊 野	小 計	合 計
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	
486	650	201	78	125	2,854	3,142
40	39	33	5	1	288	
526	689	234	83	126	3,142	3,142
2,360	3,247	1,013	1,549	761	11,748	13,178
188	318	150	116	37	1,430	
4,580	4,517	1,369	611	945	18,054	19,565
241	240	214	56	20	1,511	
7,369	8,322	2,746	2,332	1,763	32,743	32,743

7 条検査で「不適正」判定となった主な指摘項目

検査基数：3,142基

指 摘 項 目	件 数	割 合
流入管渠及び放流管渠の設置状況	2	0.06%
油脂類の流入状況	1	0.03%
かさ上げの状況	1	0.03%
漏水	1	0.03%

11 条検査で「不適正」判定となった主な指摘項目

検査基数：32,743基

指 摘 項 目	件 数	割 合
清掃の回数	4,222	12.9%
清掃記録の内容	2,481	7.6%
保守点検記録の内容	2,069	6.3%
保守点検記録の回数	2,059	6.3%
清掃記録の保存状況	1,458	4.5%
保守点検記録の保存状況	1,443	4.4%
消毒剤の有無	1,135	3.5%
腐敗室、分離・嫌気ろ床槽等の汚泥・スカムの状況	316	1.0%

第22回全国浄化槽技術研究集会に参加して

「第22回全国浄化槽技術研究集会」が平成20年10月7日、8日の二日間、香川県高松市の「サンポートホール高松」にて開催されました。



検査課 専門監 麻田真一

今大会は環境省、農林水産省、国土交通省、内閣府の各担当者から行政報告が行われ、生活排水対策の中で「下水道」、「集落排水事業」と並んで、「浄化槽」も重要な位置付けであることを再認識しました。講演では広島大学大学院工学研究科物質化学システム専攻教授の岡田光正氏による「環境基準に関する現状と今後の動向について」というテーマで水環境基準の現状と課題、今後の動向について水生生物保全に係る環境基準や燐・窒素環境基準、水質汚濁防止法、水質総量規制制度、第6次総量規制の在り方等を総括的に引用され、望ましい21世紀の水環境像とその担うべき課題についてのお話があり、今後の水環境を考えていく上で大変参考となる内容でした。

研究発表では、浄化槽から発生するメタンガスや油分を分解する微生物を利用した排水処理システムなど環境負荷の軽減を目的とした内容が多く発表され「今」を反映しているように思いました。浄化槽を通して水環境の保全を強く意識させられた有意義な大会でした。



検査員 服部秀規

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室の富坂孝史室長補佐による「法定検査制度の見直しについて」の講演があり、環境省のデータで平成19年度の42県46検査機関のBOD測定結果が示され、BOD 20mg/L以下の浄化槽の比率は全体の85.4%(504,299基)を占めている事、又、そのうち4割近い浄化槽がBOD 5mg/L以下の値である事が説明された。一方でBOD 30mg/L以上の浄化槽も7.1%(41,643基)存在しており、早期の水質改善の為の取組みを行い浄化槽全体に対する利用者の信頼の確保に努めなければならないと話されていました。本題の「法定検査制度の見直しについて」は法定検査の実施のみに重点を置かずに、浄化槽の機能に問題が認められた場合は浄化槽管理者の立場に立って保守点検事業者の直ちに情報提供を実施し早期の改善措置を講ずる事、更に一定期間を経て改善されたか否かの確認を行う事、又、浄化槽の機能の改善が困難な場合は行政が速やかに対応を図る事とし、その際4段階位で行政対応レベルを設定し、緊急度別にランク付けを実施する事が方向性として示された。検査機関と行政が緊密に連携していく形が受検率の向上等、諸問題の解決には不可欠だと思いました。